

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・児童と別居している場合
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※必要に応じて添付書類を提出して頂くことがあります。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～8に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。 (令和4年6月以降)

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**受給者がいなくなったとき**
5. 受給者が**拘留されたとき**
6. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
7. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき
8. 振込口座を解約・移管したとき（氏名変更も含む）

上記以外でも状況等が変わった際は、児童手当グループまでご連絡ください。

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、**令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。**

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数を行います。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

児童手当制度 のご案内

令和4年6月から児童手当制度が一部変わります。

**①現況届が
原則提出不要となりました！**

**②所得上限限度額が
創設されました！**



お問い合わせ先

那覇市泉崎1丁目1番1号

那 覇 市 役 所
子育て応援課 児童手当担当
(3階44番窓口)

電話 098-861-6951
(内線2561、2562)

内閣府・都道府県・市区町村

～児童手当について～

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 （1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上になった場合は支給の対象となりません。
（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限・所得上限については裏面をご覧ください）

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

支給月	支給対象手当
6月	2月分～5月分
10月	6月分～9月分
2月	10月分～1月分

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なり、現在のところ那覇市では実施していません。



寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡単に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

児童手当制度では、 以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

3. お子さんが里親委託又は委託解除、施設入所又は退所したとき

委託日又は解除日、入退所日の翌月から15日以内に届け出・申請してください！

公務員の場合

公務員（会計年度任用職員等で長期共済組合加入者も含む）の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

二重申請のご注意！

同一の児童に対して、他市町村又は所属庁（公務員の場合）での二重申請がないようご注意ください。